幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町都市公園等条例 (昭和52年3月25日 条例第20号)	○幕別町都市公園等条例 (昭和52年3月25日 条例第20号)
(目的) 第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及 び法に基づく命令に定めるもののほか、幕別町都市公園(以下「公園」とい う。)の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及 び地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、幕別町(以下「町」という。) <u>が設置する都市公園及びその他の公園</u> (以下「公園」という。)の設置及び管理 につき必要な事項を定めることを目的とする。
	(定義) 第1条の2 この条例において、次の各号に揚げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。 (1) 都市公園 町が設置する法第2条第1項に規定する都市公園をいう。 (2) その他の公園 町が設置する都市公園以外の公園をいう。
	(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準) 第1条の3 町の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方 メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積 の標準は、5平方メートル以上とする。
	(町が設置する都市公園の配置及び規模の基準) 第1条の4 町が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。 (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、

現 行 条 例	改正条例
	 積は、0.25へクタールを標準として定める。 (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2へクタールを標準として定める。 (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、進歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4へクタールを標準として定める。 (4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。
	(公園施設の設置基準) 第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」とい う。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例 で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100 分の10を限度として同項本文及び前項の規定により認められる建築面積を超える ことができることとする。 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例 で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100 分の20を限度として同項本文及び第1項の規定により認められる建築面積を超え

現 行 条 例

改 正 条 例

ることができることとする。

- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準)

- 第1条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設(同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。次項及び別表第4において同じ。)の設置に関する基準は、同表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、同項の規定による基準によらないことができる。

(公園の名称等)

- 第2条 公園の名称及び位置は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。
- 2 明野ケ丘公園の公園施設である明野ケ丘スキー場については、幕別町スキー場条例(平成17年条例第101号)に、幕別運動公園及び白人公園の公園施設である幕別運動公園陸上競技場、幕別運動公園野球場及び札内東町民プールについては、幕別町体育施設条例(昭和58年条例第20号)に、依田公園の幕別町ふるさと館については、幕別町ふるさと館条例(平成17年条例第142号)に、白人公園の公園施設である札内老人健康増進センターについては、幕別町老人健康増進センター条例(昭和61年条例第29号)に、スマイルパークの公園施設である幕別町札内スポーツセンターについては、幕別町体育館条例(平成14年条例第21号)に、幕別町百年記念ホールについては、幕別町百年記念ホール条例(平成8年条例第10号)に、ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例(平成17年条例第23号)に、それぞれその設置及び管理について定めるものとする。

(公園の名称等)

- 第2条 公園の名称及び位置並びに主な公園施設は別表第1及び別表第2に掲げる とおりとする。
- 2 明野ケ丘公園の公園施設である明野ケ丘スキー場については、幕別町スキー場条例(平成17年条例第101号)に、幕別運動公園及び白人公園の公園施設である幕別運動公園陸上競技場、幕別運動公園野球場及び札内東町民プールについては、幕別町体育施設条例(昭和58年条例第20号)に、依田公園の幕別町ふるさと館については、幕別町ふるさと館条例(昭和54年条例第23号)に、白人公園の公園施設である札内老人健康増進センターについては、幕別町老人健康増進センター条例(昭和61年条例第29号)に、スマイルパークの公園施設である幕別町札内スポーツセンターについては、幕別町体育館条例(平成14年条例第21号)に、幕別町百年記念ホールについては、幕別町百年記念ホール条例(平成8年条例第10号)に、それぞれその設置及び管理について定めるものとする。

現行条例	改 正 条 例
第3条 略	第3条 略
(公園施設の設置等の申請書の記載事項)	_(公園施設の設置等)_
第4条 法第5条第1項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるもの	第4条 町長以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、次項で定
とする。	める申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事
(1) 公園施設を設けようとするとき。	項を変更しようとするときも、同様とする。
アー申請者の住所、氏名及び職業	2 法第5条第1項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとす
イ 施設の種類及び数量 ・ 大部の部界の目標の目標である。	3 <u>.</u>
ウ 施設の設置の目的、場所及び期間	(1) 公園施設を設けようとするとき。
<u>エ 施設の構造</u> オ 施設の管理方法	ア 申請者の住所、氏名及び職業 イ 施設の種類及び数量
カ 工事の期間及び実施の方法	カール設の種類及の数量 ウー施設の設置の目的、場所及び期間
キ 公園の復旧方法	<u>ク 施設の</u> 構造
クその他町長が指示する事項	オー施設の管理方法
(2) 公園施設を管理しようとするとき。	カ 工事の期間及び実施の方法
ア申請者の住所、氏名及び職業	キ 公園の復旧方法
イ 管理する公園施設	ク その他町長が指示する事項
ウ 管理の目的、期間及び方法	(2) 公園施設を管理しようとするとき。
エ その他町長が指示する事項	アー申請者の住所、氏名及び職業
(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。	イ 管理する公園施設
ア 申請者の住所、氏名及び職業	<u>ウ 管理の目的、期間及び方法</u>
<u>イ 変更する事項、理由</u>	<u>エーその他町長が指示する事項</u>
ウ その他町長が指示する事項	(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。
	アー申請者の住所、氏名及び職業
	<u>イ 変更する事項、理由</u>
	<u>ウ その他町長が指示する事項</u>
(八国の上田の中津井の記卦末項)	
<u>(公園の占用の申請書の記載事項)</u> 第5条 法第6条第2項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるもの	<u>(公園の占用)</u> 第5条 公園に公園佐部以外の工作物での他の物件では佐部(NIT「上田物件」)。
第5余	第5条 公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)を設けて公園を占用しようとするときは、次項で定める申請書を町長に
<u>とする。</u> (1) 申請者の住所、氏名及び職業	<u>いり。)を放りて公園を百用しよりとするとさは、火壌で足める甲請者を可支に</u> 提出してその許可を受けなければならない。
(1) 中明有少压房、以有及U"概未	近日してていまって又いないないないない。

現 行 条 例 改 正 条 例 (2) 占用工作物、その他物件の種類及び数量 2 法第6条第2項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとす (3) 占用の目的、場所及び期間 る。 (4) 占用工作物、その他物件の構造 (1) 申請者の住所、氏名及び職業 (5) 工事の期間及び実施の方法 (2) 占用工作物、その他物件の種類及び数量 (6) 公園の復旧方法 (3) 占用の目的、場所及び期間 (4) 占用工作物、その他物件の構造 (7) 占用工作物、その他物件の管理の方法 (5) 工事の期間及び実施の方法 (8) その他町長が指示する事項 (6) 公園の復旧方法 (7) 占用工作物、その他物件の管理の方法 (8) その他町長が指示する事項 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当 該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。た だし、次に揚げる軽易な変更については、この限りでない。 (1) 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わな いれの (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行 うもの 第6条~第16条 第6条~第16条 (罰則) (罰則) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科す 第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科す る。 る。 (1) 第6条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号 (1) 第6条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号 に掲げる行為をした者 に掲げる行為をした者 (2) 第7条第1項又は第3項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含 (2) 第7条の2第1項又は第3項(第16条においてこれらの規定を準用する場合 む。) の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者 を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者 (3) 第14条第1項又は第2項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含 (3) 第14条第1項又は第2項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含 む。) の規定による町長の命令を違反した者 む。) の規定による町長の命令を違反した者

第18条及び第19条

略

第18条及び第19条

— 19 — 現 行 条 例 改 正 条 例 (準用) 第19条の2 第4条から第6条まで、第7条の3、第9条、第14条の2から第14条 の5、第15条及び第16条の規定は、その他の公園について準用する。 第20条 略 略 第20条 別表第1 (第2条関係) 別表第1 (第2条関係) 都市公園 都市公園 公園名 位置 主な公園施設 公園名 位置 止若公園 幕別町本町145番地1他 止若公園 幕別町本町145番地3他 ル 札内あかしや町59番地2 あかしや公園 あかしや公園 # 札内あかしや町59番地2 本町公園 ッ 本町105番地他 本町公園 〃 本町105番地他 のぞみ公園 ッ 新町139番地4他 のぞみ公園 # 新町139番地4他 札内中央公園 札内中央公園 〃 札内中央町323番地1他 ル 札内中央町323番地1他 桂町むつみ公園 〃 札内桂町560番地1 桂町むつみ公園 〃 札内桂町560番地1 緑町あすなろ公園 **川 緑町22番地10他** 緑町あすなろ公園 // 緑町22番地10他 ル 札内泉町79番地20 泉町おしどり公園 泉町おしどり公園 # 札内泉町79番地20 春日団地あかね公園 # 札内春日町297番地14 春日団地あかね公園 ル 札内春日町297番地14 春日団地ふたば公園 〃 札内春日町294番地64 春日団地ふたば公園 〃 札内春日町294番地64 春日団地まつかぜ公園 〃 札内春日町709番地35 春日団地まつかぜ公園 ル 札内春日町709番地35

桂町公園

旭町三角公園 **ル 旭町18番地55** 旭町こばと公園 **ル 旭町24番地25** 旭町あさかぜ公園 **″** 旭町21番地103 あけぼの公園 # 緑町9番地18 もみじ公園 〃 旭町18番地69 幕別運動公園 ッ 寿町93番地4他 多目的広場・ソフト ″ 錦町138番地1他 ボール場・テニスコ ート・ゲートボール ル 国有占用地 コート・パークゴル フコース・アーチェ リーレンヂ # 寿町2番地60 寿町公園

ル 旭町18番地55 旭町三角公園 旭町こばと公園 # 旭町24番地25 旭町あさかぜ公園 **川 旭町21番地103** # 緑町9番地18 あけぼの公園 〃 旭町18番地69 もみじ公園 幕別運動公園 ッ 寿町93番地4他 # 錦町138番地1他 ル 国有占用地 寿町公園 # 寿町2番地60 宝町公園 ッ 宝町130番地8他 せせらぎ公園 〃 札内泉町73番地2

ル 札内桂町571番地41

現 行 条 例

改 正 条 例

宝町公園	" 宝町130番地8他	
せせらぎ公園	" 札内泉町73番地 2	
<u></u> 桂町公園	" 札内桂町571番地41	
なかよし公園	" 札内あかしや町43番地7	
<u> </u>	" 札内あかしや町47番地 4	
文京公園	" 札内文京町33番地 9	
青葉町公園	" 札内青葉町310番地35	
南町公園	" 南町22番地20	
111. 1 THE	" 南町22番地21	
新緑公園	" 緑町 5 番地57	
明野ケ丘公園	# 字明野496番地20他	展望広場・野外ステ
		ージ・アスレチッ
		ク・モトクロスコー
		ス・サイクルサーキ
		ット・パークゴルフ
		コース・休憩所
依田公園	〃 字依田382番地1他	野球場・テニスコー
		ト・パークゴルフコ
		ース・ミニアスレチ
		<u>ック・ガーデンハウ</u>
		<u>Z</u>
白人公園	″ 札内青葉町184番地1他	パークゴルフコー
		ス・観賞池
桂町ふれあい公園	" 札内桂町566番地18	
ちびっ子公園	〃 札内文京町36番地11他	
どんぐり公園	" 緑町12番地1	
緑央公園	" 緑町10番地70	
桜町北公園	〃 札内桜町61番地1	
豊町東公園	〃 札内豊町37番地	
豊町西公園	〃 札内豊町15番地	
新北町公園	" 札内新北町25番地4	

なかよし公園	』 札内あかしや町43番地7他
文京公園	" 札内文京町33番地 9
青葉町公園	" 札内青葉町310番地35
南町公園	" 南町22番地20他
新緑公園	" 緑町5番地57
明野ケ丘公園	" 字明野496番地20他
依田公園	" 字依田382番地1他
<u>白人公園</u>	〃 札内青葉町184番地1他
桂町ふれあい公園	〃 札内桂町566番地18
ちびっ子公園	〃 札内文京町36番地11他
どんぐり公園	
緑央公園	
<u>桜町北公園</u>	
豊町東公園	<u>"札内豊町37番地</u>
豊町西公園	<u>"札内豊町15番地</u>
新北町公園	<u>"札内新北町25番地4</u>
<u>共栄町公園</u>	
<u>桜町東公園</u>	
<u>桜町南公園</u>	札内桜町94番地3_
西町南公園	<u>"札内西町87番地1他</u>
西町北公園	
<u> </u>	<u>"札内暁町280番地7</u>
<u>すくすく公園</u>	<u>"札内青葉町4番地1</u>
<u>のびのび公園</u>	<u>"札内青葉町6番地1</u>
にこにこ公園	<u>"札内青葉町8番地1</u>
<u>わいわい公園</u>	<u>" 札内青葉町10番地1</u>
ほのぼの公園	<u>"札内青葉町12番地1</u>
青空公園	
十勝川水系河川緑地	十勝川及び札内川右岸の一部
<u>猿別川河川緑地</u>	猿別川右岸の一部
百間小径 I	幕別町緑町1番地75

現	行	条	例
270	.1.1	不	121

共栄町公園	// 札内共栄町21番地1	
桜町東公園	" 札内桜町114番地1	
桜町南公園	ル 札内桜町94番地3	
西町南公園	" 札内西町87番地1他	
西町北公園	ッ 札内西町48番地	
暁町公園	<u>" 札内暁町280番地7</u>	
すくすく公園	" 札内青葉町4番地1	
のびのび公園	" 札内青葉町6番地1	
にこにこ公園	〃 札内青葉町8番地1	
わいわい公園	〃 札内青葉町10番地1	
ほのぼの公園	〃 札内青葉町12番地1	
青空公園	〃 札内青葉町18番地1	
十勝川水系河川緑地	十勝川及び札内川右岸の一部	ゴルフ場・パークゴ
		<u>ルフコース・多目的</u>
		広場・野球場・ソフ
		トボール場
<u>猿別川河川緑地</u>	猿別川右岸の一部	パークゴルフコース
百間小径 I	幕別町緑町1番地75	
百間小径Ⅱ		
<u>たんぽぽ小径</u>		
泉の里公園	<u>"札内泉町79番地3他</u>	
<u>若草公園</u>	〃 札内若草町551番地3他	
つくしんぼ公園	<u>"札内若草町534番地27</u>	
1. さ ×八田	ル 札内文京町40番地27	l l
<u>わらべ公園</u>		
わんぱく公園	# 札内みずほ町143番地12	
わんぱく公園 みずほ町三角公園 リバーサイド緑地	<u>ル 札内みずほ町143番地12</u>	
<u>わんぱく公園</u> <u>みずほ町三角公園</u>		
わんぱく公園 みずほ町三角公園 リバーサイド緑地	" 札内みずほ町143番地12 " 札内みずほ町143番地33 " 札内みずほ町143番地28他	
わんぱく公園 みずほ町三角公園 リバーサイド緑地 あおさぎ公園	パ 札内みずほ町143番地12 パ 札内みずほ町143番地33 パ 札内みずほ町143番地28他 パ 字猿別18番地4他	

改 正 条 例

<u>たんぽぽ小径</u> 泉の里公園	IJ ;	緑町1番地77
泉の里公園		<u> </u>
<u> </u>	JJ 7	札内泉町79番地3他
若草公園	JJ J	札内若草町551番地3 <u>他</u>
つくしんぼ公園	JJ Z	札内若草町534番地27
わらべ公園	JJ J	札内文京町40番地27
わんぱく公園	JJ 3	札内みずほ町143番地12
みずほ町三角公園	JJ 7	札内みずほ町143番地33
リバーサイド緑地	JJ Z	札内みずほ町143番地28他
あおさぎ公園	JJ :	字猿別18番地4他
<u>ひまわり公園</u>	JJ :	字相川868番地1他
サーモン公園	JJ :	字千住486番地他
白鳥公園	JJ :	字千住470番地4他
札内駅前広場	JJ J	札内中央町727番地3
新田の森	IJ.	<u>新町99番地1他</u>
<u>みずほ小径</u>	JJ J	札内みずほ町143番地8他
百間小径Ⅲ	IJ ;	<u>緑町1番地10</u>
<u>スマイルパーク</u>	JJ :	字千住180番地1他
青葉町つばさ公園	JJ J	<u>札内青葉町311番地65</u>
札内北公園	JJ 3	<u>札内北町117番地3他</u>
<u>そよかぜ公園</u>	JJ J	<u>札内北町24番地 7</u>
はるかぜ公園	JJ J	札内新北町75番地9
<u> 暁町西公園</u>	JJ J	札内暁町252番地56
<u> </u>	JJ 3	<u> 札内暁町252番地180他</u>
春日団地北公園	JJ J	<u>札内春日町294番地114他</u>
ひまわり緑地	JJ 3	札内みずほ町326番地16
桂町北公園	JJ J	<u> 札内桂町569番地95他</u>
<u> </u>	JJ J	<u> 札内暁町248番地1他</u>
<u>いなほ公園</u>	JJ 3	札内みずほ町160番地14他
<u>若草緑地</u>	JJ J	<u>札内若草町573番地 1</u>
はぐくみ公園	JJ 3	札内北町135番地

現 行 条 例

札内駅前広場 』 札内中央町727番地3 新田の森 ッ 新町99番地1他 パークゴルフコース n 札内みずほ町143番地8他 みずほ小径 百間小径Ⅲ # 緑町1番地10 スマイルパーク ッ 字千住180番地1他 テニスコート・パー クゴルフコース 青葉町つばさ公園 〃 札内青葉町311番地65 札内北公園 ル 札内北町117番地3他 そよかぜ公園 ル 札内北町24番地7 はるかぜ公園 // 札内新北町75番地9 **〃** 札内暁町252番地56 暁町西公園 曉緑地 ル 札内暁町252番地180 春日団地北公園 ル 札内春日町294番地114他 ひまわり緑地 # 札内みずほ町326番地16 ル 札内桂町569番地95他 桂町北公園 暁町北公園 ル 札内暁町248番地1他 // 札内みずほ町160番地14他 いなほ公園 若草緑地 ル 札内若草町573番地1 はぐくみ公園 〃 札内北町135番地 ル 札内若草町555番地4他 若草南公園 文京はくば公園 " 札内文京町25番地81他 ル 札内文京町25番地1他 文京緑地 共栄せせらぎ公園 ル 札内共栄町46番地 北栄せせらぎ公園 ル 札内北栄町62番地 十勝エコロジーパーク ッ 字相川27番地他

改 正 条 例

若草南公園	〃 札内若草町555番地4他
文京はくば公園	〃 札内文京町25番地81他
文京緑地	<u>"</u> 札内文京町25番地1他
共栄せせらぎ公園	
北栄せせらぎ公園	〃 札内北栄町62番地
十勝エコロジーパーク	〃 字相川27番地他
札内西公園	〃 札内北栄町60番地
桂町西公園	" 札内桂町583番地86

別表第2 (第2条関係)

その他の公園

札内西公園

<u>公園名</u>	<u>位置</u>	主な公園施設
糠内公園	幕別町字糠内251番地	芝生広場・遊具

〃 札内北栄町60番地

別表第2(第2条関係)

その他の公園

公園名	<u>位置</u>
糠内公園	幕別町字糠內251番地他

現	行	条	例
工品	11	∠ ,≥	1/4/11

<u>忠類公園</u>	" 忠類錦町439番地 1	芝生広場・遊具・テニ
		スコート
交通公園	" 忠類幸町511番地4他	鉄道資料館
ナウマン公園	″ 忠類白銀町383番地7他	案内所・バーベキュー
		ハウス・親水施設・丸
		太遊具施設・パークゴ
		ルフコース・東屋・水
		洗便所・炊事施設・キ
		<u>ャンプ場</u>
なみき排水路公園	" 忠類本町2番地2他	遊歩道

 皮類公園
 " 皮類錦町439番地1

 交通公園
 " 皮類幸町511番地4

 ナウマン公園
 " 皮類白銀町383番地7他

 なみき排水路公園
 " 皮類本町2番地2他

" 忠類栄町447番地2

改 正 条 例

別表第3(第9条関係)略

別表第3(第9条関係)

栄町あけぼの公園

別表第4 (第1条の6関係)

1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - <u>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の</u> 理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - <u>イ</u> 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - <u>エ</u> オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が通過する際に支障となる段がないこと。
 - オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める 構造の傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の

現 行 条 例	改 正 条 例
	理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「51に定める構造の傾斜路を併設すること。 エ 総断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 「3」階段くその踊場を含む。以下同じ。は、次に掲げる基準に適合するものであること。 「2」時ではい場合は、この限りでない。 エ 善手りが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ 善語は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 「6」「解段を設ける場合は、「5)に定められる構造の傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、9センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、9センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、第りにくい仕上げがなされたものであること。 エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 コ 高さが75センチメートル以上の踊場が設けられていること。 カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由に

よりをするを得ない場合は、この限りでない。	現行条例	改正条例
トを構造のものでもること。ただし、党時勘致する老が宏見にも立いな一の前に出し		よりやむを得ない場合は、この限りでない。 主 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 2の事項から7の事項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。 2 屋根付広場

現 行 条 例	改 正 条 例

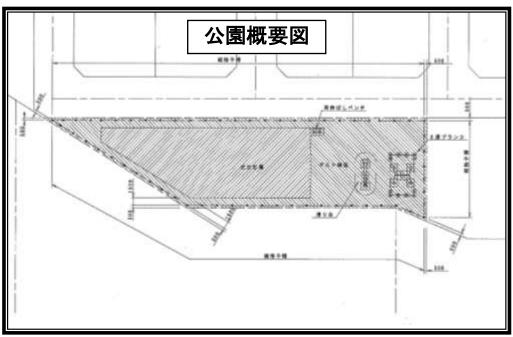
現行条例	改正条例
	(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

現 行 条 例	改 正 条 例
	 ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ケ) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (ケ) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (ケ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5に定める構造の傾斜路を併設すること。 (コ) 電齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。 (オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (カ) 戸藤者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 (カ) 工作の用きないであることを表示する標識が設けられていること。 (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ)

現 行 条 例	改 正 条 例
	9 標識 1の事項から8の事項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識 を設ける場合は、そのうち1以上は、1の事項(1)に定める構造の園路及び広場の出入口の 付近に設けなければならない。

議案第36号 説明資料(桂町西公園 図面)

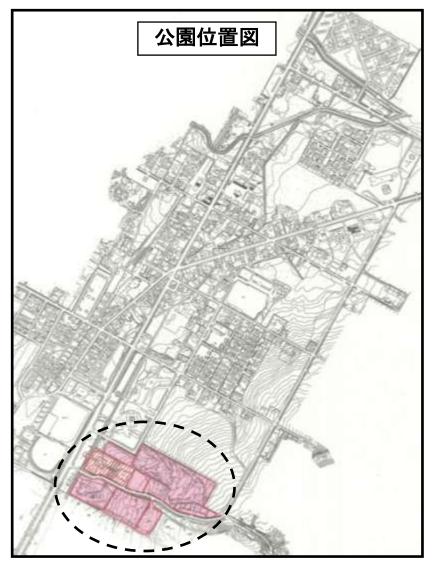


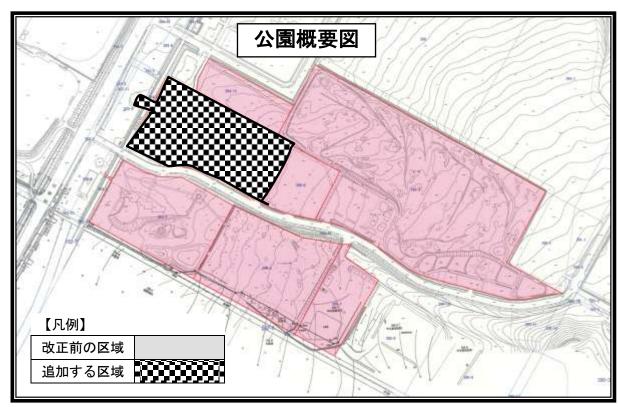


【公園の概要】

名 称	桂町西公園
位 置	幕別町札内桂町 583 番地 86
供用面積	1, 117 m ²
主な公園施設	芝生広場、2連ブランコ、滑り台、 背のばしベンチ、ダスト舗装、外周柵

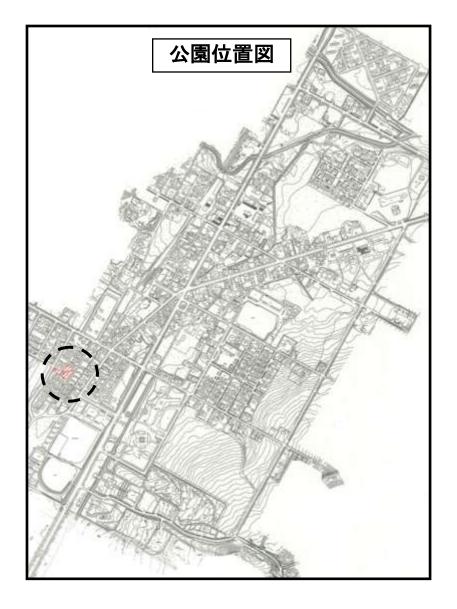
議案第36号 説明資料 (ナウマン公園 図面)





【公園の概要】

名 称	ナウマン公園
位 置	幕別町忠類白銀町 383 番地7他
供用面積	88, 939 m²
主な公園施設	バーベキュー場、親水施設、複合遊具他 パーフゴルフコース、東屋、水洗便所 炊事施設、キャンプ場、幕別町忠類ナウマン象記念館





【公園の概要】

名 称	栄町あけぼの公園	
位 置	幕別町忠類栄町 447 番地 2	
供用面積	1, 673 m²	
主な公園施設	複合遊具、2連ブランコ、シェルター	